

番 号 : 160399

国 名 : ベトナム国

担当部署 : 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム

案件名 : 国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト (債権買取公社 (DATC) の国営企業再生計画モニタリング支援補助業務)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 債権買取公社 (DATC) の国営企業再生計画モニタリング支援補助
- (2) 格 付 : 6号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年7月中旬から2016年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1. 60M/M、現地 2. 63M/M、合計 4. 23M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	第1次派遣期間	第1次国内期間	第2次派遣期間	第2次国内期間	第3次派遣期間
3	17	2	17	4	28

第3次国内期間	第4次派遣期間	第4次国内期間	第5次派遣期間	整理期間
7	10	7	7	9

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 6月22日 (12時まで)

(4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送 (〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)  
 提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>調達ガイドライン、様式>業務実施契約 (単独型) (2014年4月以降契約) > 業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出について)

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

(5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年7月5日 (火) までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等 :

- ① 業務実施の基本方針 16点
- ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験・能力等 :

- ① 類似業務の経験 45点
- ② 対象国又は同類似地域での業務経験 17点
- ③ 語学力 8点
- ④ その他学位、資格等 10点

(計100点)

類似業務	国営企業再生に係る各種業務
対象国/類似地域	ベトナム/全世界 (本邦含む)
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ベトナム政府は、2011年以降、マクロ経済の安定と成長のバランスを重視した政策運営を行い、政府が取り組むべき最重要課題として、①国営企業改革、②銀行セクター改革、③公共投資改革を掲げ、諸課題の改善に取り組んできた。

このような動きに対し、我が国は「経済運営・競争力強化借款」を供与し、金融システムの安定化、財政規律の強化、行政改革、国営企業の運営改善、公共投資の改善、ビジネス環境の整備など各種政策制度改革について、ベトナムの経済運営・競争力の強化を図り、もって持続的成長及び貧困削減に寄与するための支援を行っている。さらにその支援と連携し、国営企業改革促進の一環として JICA は国営企業改革などの専門家を派遣している。

上記の状況の中、国営企業が抱えている債務の整理及び対象企業の組織の再編を推進することにより、収益性の向上を図ることが喫緊の課題であり、このため、ベトナム政府は財政省傘下で国営企業の債権買い取り・回収を専門とする DATC (Debt Asset Trading Corporation。再生業務も一部実施。資本金約 115 億円) を設立し、これらの業務の実施を促す体制整備を実施している。

これらの取り組みのさらなる強化と、日本における企業再生の経験を活かした支援を希望するベトナム政府は、我が国政府に対して国営企業の債務処理・事業再生に係る技術協力プロジェクトを要請した。これを受けて、JICA は、2014 年 3 月から 2017 年 2 月まで「ベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト」を実施中（長期専門家 5 名を派遣中）である。

こうした背景を踏まえて、本プロジェクトでは、2014 年 10 月から 2016 年 3 月にかけて、業務実施契約（「ベトナム国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）および資産管理公社（VAMC）業務改善支援【有償勘定技術支援】」）を通じて、DATC に対する能力向上支援を実施し、その中で特定の国営企業（交通・運輸業・対象企業 1）を選定し、当該企業に対するデュー・デリジェンスを実施してきた。また現在、業務実施契約（単独型）（「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施方針策定支援業務）」及び「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施の数値計画策定・モニタリング支援業務）」）を通じて、対象企業 1 については再生計画改定支援を実施し、新たに選定される対象企業 2 については再生計画の進捗管理支援を実施するため専門家を派遣している。現在、対象企業 2 の選定の中で、①対象企業 2 候補の事業分野の特性上、事業環境の情報収集・整理に追加工数が必要である可能性が高いことが明らかになっている。また、②PDCA の手順書やテンプレートを作成し、これらを DATC が自らブラッシュアップする作業を指導することで、DATC がプロジェクト終了後も自ら再生計画のモニタリングを行っていく上で必要となる PDCA 運営能力のさらなる向上、定着に貢献できることが見込まれる。これらから、プロジェクト進行に必要な工数の増加が見込まれているため、本公示案件は、本プロジェクトの円滑な進行のため、企業再生に係る DATC の計画策定及び実施能力を向上させるために支援を行う専門家を派遣するものであり、本業務従事者は、対象企業 2 について再生計画の進捗管理支援にあたり現在派遣中の専門家の業務補助を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの枠組（Project Design Matrix：PDM）の範囲内で、本プロジェクトのチーフ・アドバイザーをはじめとする他の日本人専門家及び DATC と建設的な関係を醸成しつつ、DATC の国営企業再生計画策定及び実施能力向上に係る技術支援を行う。また、本業務従事者は、同時期に派遣中の「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施方針策定支援業務）」の専門家（以下「再生計画・実施方針策定支援短期専門家」という。）及び「国営企業改革実施に向けた企業金融管理能力向上プロジェクト（債権買取公社（DATC）の国営企業再生計画及び実施の数値計画策定・モニタリング支援業務）」の専門家（以下「再生計画及び実施の数値計画策定・モニタリング支援短期専門家」という。また「再生計画・実施方針策定支援短期専門家」と合わせて「プロジェクト短期専門家」という。）と、本支援業務に係る作業内容の検討及び実施に関して、企業再生計画に係る日本の経験を踏まえつつ、十分に連携して業務を実施するものとする。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[国営企業再生計画モニタリング支援補佐]

(1) 国内準備期間 (2016年7月中旬)

ア プロジェクト関係者 (JICA 産業開発・公共政策部等) と協議し、関連情報を収集した上で、実施方針を検討するとともに、業務実施計画書の作成に先立ち、再生計画策定・実施支援短期専門家と摺り合わせを行う。

イ 業務実施計画書 (和文、英文) を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出及び説明する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2016年7月中旬～7月下旬)

ア 業務実施計画書 (英文) に基づき、DATC 及び JICA ベトナム事務所 (後述の現地プロジェクトチームの長期専門家を含む。以下「ベトナム事務所等」という。) に提出及び説明する。(以下、第2～5次現地派遣期間についても同じ。)

イ 対象企業2の既存の再生計画を修正するに当たり、追加の情報収集を行い、既存の再生計画の修正の補助を行う。具体的には、情報収集では、対象企業2の業界特性や個社の事情を踏まえた再生計画の見直しを行うために外部事業環境に関する情報を収集し、再生計画の修正では、プロジェクト短期専門家と連携し、上記で行った情報収集の結果を基に既存の再生計画の方針・各財務数値の妥当性の確認を行う。業務実施の際には、DATC に同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

ウ 第1次現地業務結果報告書 (英文) を作成し、DATC 及びベトナム事務所等に提出及び報告する。(以下、第2～5次現地派遣期間についても同じ。)

(3) 第1次国内作業期間 (2016年8月上旬)

ア 第1次現地業務結果報告書に基づき、JICA 産業開発・公共政策部に報告する。(以下、第2～4次国内作業期間についても同じ。)

イ 第2次現地派遣に係る業務実施計画書 (英文) を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出及び説明する。(以下、第2～4次国内作業期間についても同じ。)

ウ 第2次現地派遣中の業務に関する準備を行う。(以下、第2～4次国内作業期間についても同じ。)

(4) 第2次現地派遣期間 (2016年8月上旬～8月中旬)

対象企業2の再生計画に基づく、対象企業2、プロジェクト短期専門家による重要業績評価指数 (KPI) 策定を補助する。具体的には、より適切な KPI 設定を行うため、日本の類似企業の事例の情報収集やベトナム現地における社内外のヒアリング等により、KPI 設定における要点についてリサーチを行う。また DATC とチーフ・アドバイザーをはじめとする現地プロジェクトチーム、プロジェクト短期専門家 (以下「チーフ・アドバイザー等」という。) によって合意された PDCA サイクル実施のスケジュールの具体化及び必要に応じて作成される PDCA 進捗管理のためのテンプレート作成も補助する。具体的には、PDCA サイクル実施における計画主体の概要や担当者等の細部の具体化を補助し、さらにそれらを PDCA サイクル運営の目的・各主体の役割・留意点・スケジュール等の概要をまとめた手順書としてとりまとめる。またプロジェクト短期専門家の指示の下、テンプレートのたたき台を作成し、対象企業2の業務状況や他の会議体を踏まえたテンプレートへとブラッシュアップを行う。また業務実施の際には、DATC に同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

(5) 第2次国内作業期間 (2016年8月下旬)

(前国内作業期間と同様。)

(6) 第3次現地派遣期間 (2016年8月下旬～9月中旬)

チーフ・アドバイザー等と連携を図りながら、対象企業2のPDCAサイクルの実施を補助する。必要に応じ、PDCA サイクル運営の手順書及びPDCA進捗管理のためのテンプレートを改定する。業務実施の際には、DATC に同席を求め、検討手法をOJT方式で指導する。

(7) 第3次国内作業期間 (2016年9月下旬～10月上旬)

DATC が実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、中間確認を行う。また、PDCAサイクルの結果及びDATCからの要望を踏まえ、必要に応じ、PDCAサイクル運営の手順書及びテンプレートの改定に関する検討を行う。

(8) 第4次現地派遣期間 (2016年10月中旬)

DATC が実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、チーフ・アドバイザー等の指導・助言に基づき、プロジェクト短期専門家が進めるフォローアップを補助する。PDCAサイクルの結果を踏まえ、必要に応じ、DATCによるPDCAサイクル運営の手順書及びテンプレートの改定に対するアドバイスを実施する。

(9) 第4次国内作業期間 (2016年10月下旬～11月上旬)

DATC が実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、中間確認を行う。また、PDCAサイクルの結果及

び DATC からの要望を踏まえ、必要に応じ、PDCA サイクル運営の手順書及びテンプレートの改定に関する検討を行う。

(10) 第5次現地派遣期間 (2016年11月上旬～11月中旬)

第4次国内作業の結果を踏まえ、DATCが実施する対象企業2のPDCAサイクルに関し、チーフ・アドバイザー等の指導・助言に基づき、プロジェクト短期専門家が進めるフォローアップを補助する。また、再度PDCAサイクルの結果を踏まえ、必要に応じ、DATCによるPDCAサイクル運営の手順書及びテンプレートの改定に対するアドバイスを実施する。

(11) 帰国後整理期間 (2016年11月下旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出及び説明する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書

【全体】

英文5部 (JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等、DATC、財政省)

和文3部 (JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等)

【第2～5次各派遣時】

英文5部 (JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等、DATC)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) 現地業務結果報告書(各派遣時)

英文5部 (JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等、DATC)

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

(3) 専門家業務完了報告書(和文3部: JICA産業開発・公共政策部、ベトナム事務所等)

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④その他

DATCやプロジェクト専門家と協力して作成した技術協力の成果品を参考資料として添付すること。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます(見積書に計上して下さい)。

航空経路は、東京⇒ハノイ⇒東京を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

ベトナム側作業の進捗に応じて、現地派遣期間はある程度の日程調整の可能性があります。

②現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです(本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています)。

・チーフ・アドバイザー／国営企業改革(長期派遣専門家1名)

・企業再生／債権処理(長期派遣専門家3名)

- ・業務調整（長期派遣専門家1名）

### ③便宜供与内容

当機構による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上：通訳（日本語－越語）を配置
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：DATC内プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

### （２）参考資料

①本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。

- ・プロジェクト基本情報（<http://www.jica.go.jp/project/vietnam/030/index.html>）

### （３）その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAベトナム事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

以上